



令和2年度「コロナにまけない！家族と話そう！人権作品コンテスト」のぬくもりフォトコース応募作品より

＼人権ってなんだろう？ 見つめなおしてみませんか？/ 私たち、一人ひとりの人権

九重町では平成30年に「九重町人権施策基本計画」を策定し、「人権学習会」や「人権を考える講演の夕べ」、「いのち・愛・人権フェスティバル」「なるほどザ人権」などを通し、さまざまな人権について学び、考えてきました。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その多くが中止や参加人数に制限を設けることとなりました。

今、ご家族や友人、身近な人たちと、「人権」について話し合ってみませんか？

あらためて、「人権」って何？

「人権」と聞いて、何を思い浮かべますか？ 普段はなかなか考える機会も少なく、突然聞かれてすぐに出てくるものではないかもしれません。

私たち一人ひとりが等しく持っている、人が幸せに生きる権利が「人権」です。例えば、好きなところに行ったり、好きな音楽を聴いたり、自由に発言したりすることも、すべて人権です。

「人権」はいつも私たちの身近にあって、守られていることが当たり前のものです。



「誰か」のこと じゃない 法務省令和2年度啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー

人権を考える—それは想像力を働かせて自分とは異なる人の立場になってみること

いつも私たちの身近にあって、守られていることが当たり前の「人権」ですが、人権を踏みにじる行為や偏見・差別が存在しているために、悩み苦しんでいる方もいます。

もし、自分や家族などの大切な人が、差別や人権侵害を受けたらどのように感じるでしょうか。相手の立場に立って考えることが出来れば、何が大事なのが自然と分かってくることと思います。

自分や家族などの大切な人と同じように、すべての人に人権があるということへの理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、自分のこととして捉えながら考えていくことが大切なのではないのでしょうか。人権問題は、決して「誰か」の問題ではありません。

「じんけん自己診断」

出典：「じんけん自己診断」(法務省 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00147.html) を加工して作成

～身近な人権問題をそれぞれの場面で、「自分ならどうするか」を一緒に考えてみましょう～

Q1

他人が写っている
写真をネットに
アップしてもいいの？



A1

自分の画像をアップすることに抵抗がある人もいる！

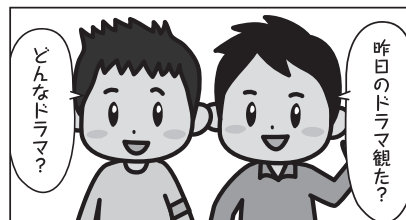


インターネットは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして普及しています。その反面、匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。インターネットにより流出した情報は、最初の発信者の意図とは違った形で広まってしまう可能性もあります。

インターネットを使う私たち一人ひとりの人権意識が大切です。

Q2

男の子が男の子を
好きになったら変？



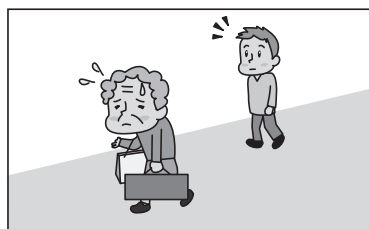
A2

自分と違うからといっておかしいことじゃない！



男性が男性、女性が女性を好きになることに対しては根強い偏見や差別があります。また、からだの性と心の性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない目にさらされて、苦しんでいる人々があります。

あなたの身近にも苦しんでいる人がいるかもしれません。相談を受けた場合は、あなたを信頼して相談したのだと受け止め、話を聞いてあげてください。また、本人の了解がないのに第三者に話すことは絶対にやめましょう。



A3

相手が必要とする配慮や支援を行いましょう！



少子高齢化の時代、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように環境を整えることがこれからの課題です。ただし、「高齢者は助けてあげなければならない存在」という先入観で、相手ができることや望まないことまでやってしまうことは、自尊心を傷つけ、不快感を与えることにもなりかねません。

まずは、どのような支援を必要としているのか、率直に聞いてみましょう。その上で、相手が必要とする配慮や支援を行うことが大切です。



◀ 法務省サイトで「じんけん自己診断」ができます。

ご紹介したもの以外にも大人向け、子ども向けの設問がありますので、ぜひチャレンジしてみてください。

この他にも、さまざまな人権課題があります

女性 の人権を守りましょう

子ども の人権を守りましょう

高齢者 の人権を守りましょう ▶ [高齢者の権利擁護について掲載 \(11ページ\)](#)

障がいのある人 の人権を守りましょう ▶ [シリーズ障がい福祉を定期掲載 \(14ページ\)](#)

部落差別 をなくしましょう

HIV感染者・ハンセン病患者等 に対する偏見をなくしましょう

性的指向や性自認 を理由とした差別をなくしましょう

犯罪被害者やその家族 の人権に配慮しましょう

インターネットによる人権侵害 をなくしましょう

刑を終えて出所した人 に対する偏見をなくしましょう

外国籍の人 の人権を守りましょう

アイヌの人々 に対する差別や偏見をなくしましょう

SNS等へのその投稿、大丈夫ですか？

インターネット上での人権侵害が問題となっています。

投稿する前に、その投稿で誰かが傷ついたり、人権侵害にならないか、書きこむ前に考えてみてください。

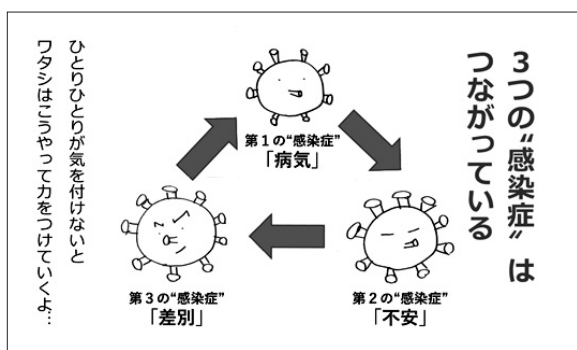


新型コロナウイルス感染症に関連して — 不当な差別や偏見をなくしましょう —

新たな人権問題

新型コロナウイルスへの感染が拡大する中、感染への不安から不当な差別や感染した方への誹謗・中傷が国内や県内でも発生しています。

感染症を引き起こすのは「ウイルス」で、人ではありません



出典：「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」(日本赤十字社)



◀日本赤十字社HP
「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」の全20ページをご覧ください

感染への不安とともに、感染した時の周囲の反応を不安に感じている方も多いのではないのでしょうか。

感染は誰にでも起こりうることです。

そして、感染症を引き起こすのは「ウイルス」で、人ではありません。

誤った情報や不確かな情報に基づく不当な差別、いじめ等の人権侵害はあってはなりません。不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるかもしれないよう、公的機関から発表される正しい情報に基づいて、人権に配慮した適切な行動をお願いします。

人権について困ったことがあれば、一人で悩まずにご相談ください

人権相談Q&A

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

Q どんなことに相談にのってくれるの？

A セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

Q 誰が相談にのってくれるの？

A 法務局職員や、人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。（電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります）

Q どのような相談方法があるの？

A 相談方法は、電話相談やインターネット相談等があります。相談しやすい方法で、ご相談ください。

➡ 電話で相談する

電話番号 ☎0570-003-110

受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分

➡ インターネットで相談する



◀相談フォームに氏名・住所・年齢・相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール等で回答されます

九重町隣保館

人権についてお悩みのことがありましたら、隣保館までご相談ください。

電話番号 ☎0973-76-2468

相談時間 平日の午前8時30分～午後5時

